

扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記フロー図で提出が必要かご判断ください
提出すると該当する控除が受けられます

(1)控除対象となる
配偶者または扶養親族
がいますか？

いない

(2)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親に該当
しますか？

いる

該当する

該当しない

提出が必要

下記「提出手順」をご確認ください

提出が不要

提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105%）は変更ありません

控除対象の条件や障害者、寡婦・ひとり親については同封の「手引き」をご覧ください

○提出手順

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族に
変更・追加があるかをご確認ください

変更・追加が**ない**場合

提出年月日、ご本人の氏名を
記入（押印は不要）

変更・追加が**ある**場合

同封の「手引き」を
参照し記載内容を訂正・追加

投函

返信用封筒に切手を貼って申告書を封入し、申告書に記載
されている提出期限までに届くよう、投函ください



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面もご覧ください

○寡婦（寡夫）控除の変更

寡婦（寡夫）の控除を受けられる方の要件等が変更されます。

- ①本人の所得見積額が500万円を超える場合、控除対象外になります。
- ②子がいる方は、婚姻歴がなくても控除の対象になります。
- ③住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合は、控除対象外になります。

【ケースごとの控除区分・控除額の変化】

受給者本人が現在結婚をされていない方、または、配偶者の生死が明らかでない方で、以下の条件に該当する方は「寡婦」または「ひとり親」の控除が受けられます。
(赤字部分は改正による変更部分です)

本人の 所得	本人の 性別	扶養親族等の有無	配偶者との関係 (※2)	控除の区分（控除額（年額））	
				令和2年分まで	令和3年分以降 (※3)
500万円 以下	男性	子(※1)がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡夫 (27万円)	ひとり親 (36万円)
			婚姻歴なし	控除対象外	
	女性	扶養親族がいらない	婚姻歴あり 死別・生死不明	寡婦 (27万円)	寡婦 (27万円)
		子(※1)がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	特別寡婦 (36万円)	ひとり親 (36万円)
			婚姻歴なし	控除対象外	
		子以外の扶養親族 がいる	婚姻歴あり 死別・離婚・生死不明	寡婦 (27万円)	寡婦 (27万円)
500万円 超		子(※1)がいる	婚姻歴あり	寡婦 (27万円)	控除対象外
		子以外の扶養親族 がいる	死別・離婚・生死不明		

※1 他の方の同一生計配偶者・扶養親族になっておらず、受給者本人と生計を一にする所得額48万円以下の子に限ります。
※2 令和3年分以降は住民票の続柄欄に「夫（未届）」「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がある場合を除きます。
※3 「寡婦」「特別寡婦」「寡夫」の3種類であったものが、「ひとり親」（子がいる方）と「寡婦」（子がいらない女性）の2種類に変更となります。